

会 議 録

会議録	平成２５年度 第１５回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成２６年２月１５日（土）		
招集場所	長洲町役場中会議室		
出席者	大山委員・木下委員・松岡委員・伊津野委員・松本教育長		
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、荒木学校教育課長補佐		
会議録作成者	荒木学校教育課長補佐を指名		
会 議	日程番号	事件番号	事件内容
	第 １		長洲町教育委員会委員長の選挙について
	第 ２		長洲町教育委員会委員長職務代行者の指定について
	第 ３		議事日程について
	第 ４		会議録署名委員の指名について
	第 ５	議案第２１号	長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の制定について
	第 ６	議案第２２号	長洲町社会教育委員条例の一部改正について

会議録

松本課長：会議の冒頭でご紹介いたします。先日開催されました第４回長洲町議会定例会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づく教育委員任命の議会同意に関し、大山司朗氏、木下信博氏の教育委員任命の同意が得られ、本日付けで町長より辞令の交付を受けられましたので、ご紹介します。

松本課長：これから教育委員会会議をお願いするところではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条に規定する委員長並びに委員長職務代行者が任期満了により不在でありますので、委員長が選挙されるまでの間、委員の中から会議を進行していただく委員を選出していただきたいと思います。どなたかございませんか。

伊津野委員：年長者であります。木下委員にお願いいたします。

松本課長：ほかにございませんか。

各委員：なし。

松本課長：その他はないようですので、木下委員にお願いしてよろしいでしょうか

各委員：異議なし

松本課長：それでは、委員の皆様方のご了承をいただきましたので、木下委員に会議の進行をお願いいたします。

木下委員：それでは、委員長が選挙されるまでの間会議を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

木下委員：本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議は成立します。それでは、平成２５年度第１５回教育委員会会議を開会いたします。

木下委員：長洲町教育委員会委員長の選挙を行います。

木下委員：日程番号第１、長洲町教育委員会委員長の選挙について説明をお願いします。

松本課長：長洲町教育委員会委員長の選挙について、委員長の任期満了（平成２６年２月１４日）に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条第１項の規定に基づき教育委員会委員長の選挙を行うものであります。選挙方法につきましては、特に決まりはありません。

木下委員：はい。ありがとうございました。選挙方法につきましては、特に決まりはありませんが、いかがいたしましょうか。

伊津野委員：指名推薦でお願いしたいと思います。

木下委員：ただいま指名推薦のご提案がありましたが、その他の意見はございませんか。

各委員：なし。

木下委員：その他はないようですので、お諮りします。委員長の選挙の方法について、指名推薦で行うことでご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

木下委員：ご異議がないようですので、委員長の選挙につきましては、指名推薦の方法により行います。どなたか推薦者のご指名をお願いします。

伊津野委員：引き続き大山委員を推薦します。

木下委員：ただいま大山委員との発言がありましたが、ほかにございませんでしょうか。

各委員：ありません。

木下委員：それでは、大山委員を教育委員長として当選人とすることにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

木下委員：異議なしと認めます。よって、大山委員を長洲町教育委員会委員長の当選人と決定いたしました。

木下委員：委員長が決定しましたので、ここからの会議の進行は大山委員長をお願いします。

委員長：次に、長洲町教育委員会委員長職務代行者の指定を行います。説明をお願いします。

松本課長：はい。長洲町教育委員会委員長職務代行者の指定について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき教育委員会委員長職務代行者の指定を行うものであります。指定の方法につきましては、特に決まりはありません。

委員長：はい。ありがとうございます。指定方法につきましては、特に決まりはありませんが、いかがいたしましょうか。

伊津野委員：指名推薦でお願いしたいと思います。

委員長：ただいま指名推薦のご提案がありましたが、その他の意見はございませんか。

各委員：なし。

委員長：その他はないようですので、お諮りします。委員長職務代行者の指定の方法について、指名推薦で行うことにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：ご異議がないようですので、委員長職務代行者の指定につきましては、指名推薦の方法により行います。どなたか推薦者のご指名をお願いします。

伊津野委員：引き続き木下委員を推薦します。

委員長：ただいま木下委員との発言がありましたが、ほかにございませんでしょうか。

各委員：ありません。

委員長：それでは、木下委員を長洲町教育委員長職務代行者として決定することにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、木下委員を長洲町教育委員会委員長職務代行者に決定いたしました。

委員長：はい。それでは本日の会議の議題及び順序は事前に通知したとおりでよろしいか伺います。

各委員：はい。

委員長：日程番号第3、議事日程について、本日1日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：日程番号第4、会議録署名委員の指名について、木下委員を指名します。

委員長：日程番号第5、議案第21号 長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第21号 長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の制定について、このことについて、別紙のとおり要綱を制定したいので、教育委員会の承認を求める。平成26年2月15日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。従来の長洲町更生保護協議会を中心とした長洲町社会を明るくする運動実施委員会に新たな青少年関係団

体を加え、町長を委員長として全町的な推進体制として長洲町社会を明るくする運動推進委員会を設けるに当たり、同推進委員会設置要綱を設ける必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：委員長が町長になるということですか。

山隈課長：今までは更生保護協議会会長に当該委員会の委員長を務めていただいておりますが、町長を委員長として、今以上に幅広くいろいろな団体に参加していただいて全町的な取り組みを行った方がいいのではないかと申し出がございました。今年度町長や現委員長等と協議を重ねてまいりました。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第5、議案第21号 長洲町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱の制定について、この件は承認いたします。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：日程番号第6、議案第22号 長洲町社会教育委員条例の一部改正について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第22号 長洲町社会教育委員条例の一部改正について、このことについて、別紙のとおり条例の一部改正をしたいので、教育委員会の承認を求める。平成26年2月15日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）により、社会教育法の一部が改正され、従来、国が定めていた社会教育委員の委嘱基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたため。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：今まではその基準がなかったのですね。

山隈課長：はい。今回国が社会教育委員の委嘱基準を定めたので、それに併せて町の条例を一部改正するものです。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第6、議案第22号 長洲町社会教育委員条例の一部改正について、この件は承認いたします。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：では、これで本日の全日程を終了します。